

令和8年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務基本仕様書

1 業務名

令和8年度ピースツーリズム周遊イベント等実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 目的

市内の主要な平和関連施設等を巡るピースツーリズムをより活性化するため、潜在的ターゲット層である20代、30代などの若い年齢層や外国人観光客を対象に、①市内の平和関連施設等を巡り、平和を考える体験型周遊イベント等の開催、②Instagramを活用した参加型フォトコンテストの開催及びプロモーションの実施に取り組み、参加者自らが平和とは何かを考え、平和への思いを共有できる環境づくりを行うとともに、平和関連施設等への周遊促進を図る。

体験型周遊イベント等においては、平和をテーマとして活動している各種団体等（以下、「各種団体等」という。）と積極的に連携して、来訪者に満足度の高い周遊コンテンツを提供するとともに、同取組を契機に、各種団体等のネットワーク構築が促進され、来訪者と市民が平和への思いを共有するピースツーリズムの機運が高まることを目指す。

4 主な業務内容

- (1) 体験型周遊イベント等の開催
- (2) Instagramを活用した参加型フォトコンテストの開催及びプロモーションの実施

5 委託業務の内容等

(1) ターゲット

主に20代、30代の若い世代や外国人観光客とする。

(2) 体験型周遊イベント等の開催

市内の平和関連施設等を巡り、参加者自らが平和について考える体験型周遊イベントを開催する。また、ガイド付き体験型周遊イベント（ガイドツアー）を複数回開催する。

ア 開催場所

広島市内とする。

ただし、今後の広島市内の平和関連施設等への周遊促進や、広島地域の魅力向上に資することを目的に、受託者の企画等により、一部の体験型周遊イベント等を広島市外で実施する場合には、この限りでない（開催場所の各管理者の許可は必須とする。）。

イ 開催時期及び開催回数

(ア) 体験型周遊イベント

本市が平和文化月間と定める11月中に1回以上開催すること。開催回数については、受託者の自由な提案による。

(イ) ガイド付き体験型周遊イベント（ガイドツアー）

上記(ア)のイベントとは別に、ガイド付き体験型周遊イベント（ガイドツアー）を複数回開催すること。（ただし、うち1回以上は本市が発行する「広島ピースツーリズムルートマップ」で紹介する交通手段等を用いること。）開催時期及び開催回数については、受託者の自由な提案による。

ウ 広報周知活動

体験型周遊イベント等への集客及び取組の周知を図るため、ターゲット層を中心に、SNS等を活用した戦略的かつ効果的な広報周知活動を行うこと。

エ 各種団体等との連携

各種団体等と連携して、体験型周遊イベント等の企画・運営を行うこと。

具体的な連携方法については、各種団体等のネットワーク構築が促進され、ピースツーリズムを盛り上げる機運の向上につながるものとする。

(3) Instagramを活用した参加型フォトコンテストの開催及びプロモーションの実施

ピースツーリズムの公式Instagramを活用したユーザー参加型のフォトコンテストを企画し、フォトコンテスト事務局の運営を行う。また、フォトコンテストのプロモーションとして、Instagram等による広告の実施や、インフルエンサーによる投稿を行う。

ア フォトコンテストの企画

以下の概要を基にInstagramを活用したユーザー参加型のフォトコンテストを企画・運営すること。なお、詳細は本市と協議の上、決定すること。

(ア) 応募期間

令和8年7月下旬～令和8年10月下旬の3か月程度

(イ) 応募部門

2部門（部門イメージ：①「広島広域都市圏内の『平和』に関わるスポット」②「あなたにとっての『平和』」）

(ウ) 対象

日本在住者

(エ) 入賞賞品

1部門あたり8点以上準備し、入賞者に対して送付する。（1部門8点×2部門）

（例）1部門：特選1点、準特選2点、入選5点

また、副賞として、当該年度の入賞作品を掲載したA2サイズのカレンダー付ポスターを、応募部門ごとに1種類、計2種類作成の上、入賞者全員に送付する。

※ 賞品は総額15万円相当程度とする。

(オ) 備考

令和7年度実施の広島ピースツーリズムフォトコンテストの応募実績は約4,900件

イ フォトコンテスト事務局の運営

フォトコンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

(ア) フォトコンテスト開催概要・応募要項・応募規約の作成

(イ) 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理

(ウ) 入賞者に係る選定基準の作成

(エ) 賞品の選定、購入（賞品は本市と協議の上で決定する）

- (オ) フォトコンテストの応募作品数等の報告
- (カ) 応募作品の入賞候補作品の選定（入賞作品は本市において決定する）
- (キ) 入賞者への賞品の発送及び到着確認
- (ク) フォトコンテストに係る問い合わせ対応
- (ケ) その他フォトコンテスト事務局の運営に必要な業務

ウ SNS 広告及びインフルエンサーの活用等によるプロモーションの実施

(ア) Instagram 等による広告の実施

フォトコンテスト及びピースツーリズムの周知を図るため、Instagram 等による広告を実施すること。

実施にあたっては媒体に掲出する広告デザインを作成することとし、本市の観光素材の画像やイラストを使用し、ターゲットに訴求しやすいデザインとすること。

なお、掲出した広告のクリック数は3,000回以上を目標とすること。

(イ) インフルエンサーの活用によるプロモーションの実施

フォトコンテスト及びピースツーリズムを広く PR するため、インフルエンサーを1名以上起用すること。

起用したインフルエンサーの Instagram アカウントで、効果的な PR 投稿を1回以上行うこと。

- ・投稿日時は、本市と協議の上、決定すること。
- ・投稿回数について、インフルエンサー1人あたり1回以上フィード投稿を行うこと。
- ・SNS 発信用に撮影した画像については、無償で2次利用可能とすること。
- ・選定するインフルエンサー、投稿内容等については本市と協議の上で決定すること。

(ウ) フォトコンテストの告知用画像の作成

本市では、ピースツーリズムの WEB サイト上にフォトコンテストを紹介するランディングページ（日本語・英語）を制作することとしており、そのページの制作に当たり、フォトコンテストの WEB 用イメージ画像（メインビジュアル）を提供すること。

(4) 効果の検証

ア 業務の実施状況等について、取組の効果を検証した上で、その結果報告等を記載した業務実績報告書を提出すること。

イ 結果報告は、ピースツーリズムの認知度向上と平和関連施設等への周遊促進を図るため、行政が取り組むべきことへの提案を行うこと。

(5) その他の効果的な取組

より効果的となる独自提案は、本市と協議の上決定すること。

(6) 特記事項

ア 本業務に係る本市との打ち合わせは、業務着手時や各イベント等の実施前のほか、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。

イ 各イベント等の実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。

ウ 本業務を実施するに当たり、施設や撮影場所の使用許可等の手続きについては、各施設や撮影場所の管理者に対し適切に、受託者自ら許可申請を行い、その許可を得た上で、必要な料金等を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各

管理者に相談すること。

- エ 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とし、参加費として各イベント等の参加者から料金を徴収してもよいが、収益は、各イベント等の充実のために使用するなど、ピースツーリズムの推進のために利用するよう努めるものとする。
- オ 各イベント等で水道及び電気等を使用する場合は、原則として受託者が自ら確保する。
- カ 各種団体等から協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。
- キ 関係者との調整、苦情対応等については、受託者の責任において行うこと。
- ク 本業務を実施するに当たり、必要に応じて傷害保険に加入させる等、受託者の責任において、有事の際の補償が行われるよう手配すること。
- ケ 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。
- コ 本業務により制作された成果物や撮影した素材の著作権等については、すべて発注者に帰属するものとする。
- サ 本業務において、「インフルエンサー」とは、Instagram のフォロワー数が 1 万人以上の者、「平和関連施設等」とは、資料館や美術館、被爆建物や被爆橋梁、被爆樹木、記念碑等の他、復興した姿を表すものや場所などをいう。

6 実施報告等

(1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、本市の承認を得ること。

(2) 実施報告書

委託業務完了の日から起算して 10 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、委託期間を通した取組内容やその成果、取組に基づいた分析、考察、次年度以降に効果的と考えられる提案を記載した実績報告書を作成し、本市に提出すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際し、本市に提出された実施報告等の権利は、全て本市に帰属するものとし、本市の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、本市及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、本市に提出すること。